第3種郵便物認可

政治資金監査 穴だらけ

支出の記入点検のみ／収入は対象外

国会議員の政治資金の支出を外部の人間がチェックする「政治資金監査制度」が、今月公開される2009年分の政治資金収支報告書から適用される。だが、監査は支出が適正に記入されているかを調べるだけで、収入は対象外。議員に政治献金した人が監査をする事例もあり、制度の不備を指摘する声も聞かれる。（高田英）

「監査と呼ぶには違和感があった」。東京都内の30代の男性税理士は、ある国会議員の政治団体の監査をした感想を、こう漏らした。

監査をするのは、総務省の研修を受けて政治資金適正化委員会に登録した税理士や公認会計士、弁護士。領収書や会計帳簿と収支報告書の記載を照合して監査報告書をまとめるのが主な仕事だ。

だが、収入は監査の対象外で、支出の妥当性にも踏み込まない。仮に、政治活動と関係なさそうな支出があっても、それが妥当かどうかは調べない。母親からの巨額の資金を故人からの献金に偽装したとしても、こうした不正は見抜けない。

この男性税理士は、領収書の日付違いなどの単純ミスを数カ所指摘し、1日で監査を終えた。「機械的な作業だけで会計の知識はいらない。政治や法律の知識がある公務員のような立場の人が、収支両方をチェックする制度にした方がいいのでは」と指摘する。

一方、「利害関係にない限り、最低限のチェックをするという点で意味がある」という意見もある。東京都港区の山下章太公認会計士は、1千通のパンフレットを国会議員の事務所に送り約25団体の監査を引き受けた。監査にかかった日数は1団体あたり1～2日。「支出の妥当性の判断まで求められると、不祥事が起きたときのことを考え、誰も監査人を引き受けないと思う」と話す。

監査人が献金の例も

監査制度は、政治資金の使途を透明化するため、外部の第三者が支出をチェックする目的で導入された。だが、監査人が国会議員と近い関係にあるケースもあった。

民主党の赤松広隆・元農水相（愛知5区）の三つの政治団体を監査した税理士は、昨年、このうち1団体に計62万円を献金していた。

この税理士は「中立性は保って監査した。そもそも妥当性を判断しない以上、手心を加える余地もない」と説明。赤松氏の事務所も「問題はない」と答えている。献金者が監査していることについて、総務省の担当者は「法的な制限はないのでダメとは言えない。ただし、『国民から疑念を抱かれないように留意して』とは伝えている」と話す。

浦野広明・立正大法学部教授（税法）は「収入をチェックしないのでは監査としては不十分で、単に『お墨付き』を与えるだけになる」と指摘。献金者が監査することは「監査の外部性・独立性に疑問を持たれかねない」と問題視する。

政治資金監査制度と登録政治資金監査人

国会議員の政治団体の支出をめぐる不祥事が相次いだことを受け、2007年の政治資金規正法改正で設けられた。監査の外部性を確保するため、監査対象の政治団体の代表や役職員、会計責任者など特定の立場にいる人は監査を受任できない。登録者数は11月26日現在で弁護士2238人、公認会計士662人、税理士2905人。

音を訪ねる「響紀行」

暮らしや自然のなかで奏でられる音を記者が探し、訪ねるシリーズ「響紀行」を、毎週末、大阪本社版の夕刊に掲載しています。

＊　＊　＊

今回は、山びこの音を取り上げています。徳島では、山びこを究めようとする人が挑む認定士の試験があります。人を魅了してや

2010年11月29日
朝日新聞　夕刊